

第2章

災害予防対策

目次

第1節	風水害等に強い町土づくり	3
第1	土砂災害予防対策の推進（総務課・農林建設課）	3
第2	水害予防対策の推進（総務課・農林建設課・消防団）	5
第3	風雪害予防対策の推進（総務課・農林建設課・ふるさと振興課・仙南消防本部・消防団・県土木事務所）	7
第4	農林水産業災害予防対策（農林建設課・JAみやぎ仙南農業協同組合・七ヶ宿町森林組合）	9
第2節	建築物等の安全化	12
第1	目的	12
第2	住宅地の安全化（農林建設課）	12
第3	公共施設の安全化（総務課・農林建設課・教育委員会）	12
第4	住宅・建築物の安全化（農林建設課）	12
第5	倒壊・落下の防止（総務課）	13
第6	屋内の安全性の向上（総務課）	13
第7	文化財の防災対策（教育委員会）	13
第3節	ライフライン施設等の安全化	14
第1	目的	14
第2	水道施設（農林建設課）	14
第3	下水道施設（農林建設課）	15
第4	電力施設（東北電力(株)）	15
第5	液化石油ガス施設（(社)宮城県LPガス協会）	16
第6	電信・電話施設（東日本電信電話(株)）	16
第4節	防災知識の普及	18
第1	目的	18
第2	防災知識の普及、徹底（総務課・農林建設課・ふるさと振興課）	18
第3	学校等教育機関における防災教育（教育委員会）	22
第4	住民の取組（総務課）	23
第5	災害教訓の伝承（総務課）	23
第5節	防災訓練の実施	25
第1	目的	25
第2	防災訓練の実施とフィードバック（総務課）	25
第3	町の防災訓練（総務課）	25
第4	防災関係機関の防災訓練（総務課）	26
第5	通信関係機関の非常通信訓練（総務課）	27
第6	学校等の防災訓練（教育委員会）	27

第7	企業等の防災訓練（総務課）	27
第6節	自主防災組織等の育成	29
第1	目的	29
第2	地域における自主防災組織の果たすべき役割（総務課）	29
第3	自主防災組織の育成・指導（総務課）	29
第4	自主防災組織の活動（総務課）	31
第5	企業等の防災組織の整備（総務課・ふるさと振興課）	32
第6	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（総務課）	32
第7節	ボランティアの受入れ体制の整備	33
第1	目的	33
第2	ボランティアの役割（総務課・健康福祉課）	33
第3	災害ボランティア活動の環境整備（総務課・健康福祉課）	33
第4	専門ボランティアの登録（総務課・健康福祉課）	34
第5	一般ボランティアの受入体制の整備（総務課・健康福祉課）	34
第6	日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置（総務課・健康福祉課）	35
第8節	情報通信連絡網の整備	37
第1	目的	37
第2	気象観測施設の整備（総務課）	37
第3	町における災害通信網の整備（総務課）	37
第4	防災関係機関における災害通信網の整備（総務課）	39
第9節	職員の配備体制の強化	40
第1	目的	40
第2	配備体制の明確化（総務課）	40
第3	職員参集手段等の検討（総務課）	40
第4	マニュアル作成（総務課）	40
第5	資機材の整備（総務課）	40
第6	訓練の実施（総務課）	40
第7	防災関係機関等の配備体制（総務課）	41
第8	防災担当職員の育成（総務課）	41
第9	人材確保対策（総務課）	41
第10	業務継続計画（BCP）（総務課）	41
第10節	防災拠点等の整備	43
第1	目的	43
第2	防災拠点の指定（総務課）	43
第3	防災拠点の整備及び連携（総務課）	43
第4	代替施設の検討（総務課）	43
第5	防災拠点機能の充実（総務課）	44

第6	防災用資機材等の整備・充実（総務課）	44
第7	防災用資機材の確保対策（総務課）	45
第11節	相互応援体制の整備	46
第1	目的	46
第2	相互応援体制の整備（総務課）	46
第3	市町村間の応援協定（総務課）	46
第4	非常時連絡体制の確保（総務課）	47
第5	資機材及び施設等の相互利用（総務課）	48
第6	救援活動拠点の確保（総務課）	48
第7	関係団体との連携強化（総務課）	48
第12節	医療救護体制の整備	49
第1	目的	49
第2	医療救護体制の整備（総務課・健康福祉課・七ヶ宿町国保診療所・県仙南保健福祉事務所・医師会）	49
第3	広域医療体制の整備（総務課・健康福祉課・医師会）	52
第4	情報連絡体制の整備（総務課・健康福祉課・県仙南保健福祉事務所・医師会）	52
第5	医薬品、医療資機材の整備（総務課・健康福祉課・七ヶ宿町国保診療所・医師会）	53
第6	搬送体制の確立（総務課・健康福祉課・仙南消防本部）	54
第7	応急手当の普及（総務課・健康福祉課・七ヶ宿町国保診療所・仙南消防本部）	54
第8	日本赤十字社宮城県支部の体制（日本赤十字社宮城県支部）	54
第13節	緊急輸送体制の整備	55
第1	目的	55
第2	緊急輸送道路の確保（総務課・農林建設課・白石警察署）	55
第3	建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備（総務課・教育委員会）	56
第4	緊急輸送体制の整備（総務課・農林建設課・ふるさと振興課）	56
第14節	避難対策	58
第1	目的	58
第2	避難誘導體制（総務課）	58
第3	避難場所の確保（総務課）	58
第4	避難路の確保（総務課）	60
第5	避難路等の整備（総務課・農林建設課）	60
第6	避難誘導體制の整備（総務課）	61
第7	避難行動要支援者の支援方策（総務課・健康福祉課）	61
第8	教育機関における対応（総務課・教育委員会）	62
第9	避難計画の作成（施設管理者）	63
第10	避難に関する広報（総務課）	63
第15節	避難収容対策	65

第1	目的	65
第2	避難所の確保（総務課）	65
第3	避難の長期化対策（総務課・健康福祉課）	67
第4	避難所における愛護動物の対策（町民税務課）	68
第5	応急仮設住宅対策（農林建設課）	68
第6	帰宅困難者対策（総務課・ふるさと振興課）	69
第7	被災者等への情報伝達体制等の整備（総務課）	70
第8	孤立集落対策（総務課）	71
第16節	食料・飲料水及び生活物資の確保	72
第1	目的	72
第2	住民のとるべき措置（総務課）	72
第3	食料及び生活物資等の供給計画の策定（総務課）	72
第4	食料及び生活物資等の備蓄（総務課）	73
第5	食料及び生活物資等の調達体制（総務課・ふるさと振興課・農林建設課）	73
第6	燃料の確保（総務課）	74
第17節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	76
第1	目的	76
第2	高齢者、障がい者等への支援対策（健康福祉課・施設管理者）	76
第3	外国人への支援対策（総務課・健康福祉課）	81
第4	旅行者への支援対策（総務課・ふるさと振興課）	82
第18節	複合災害対策	83
第1	目的	83
第2	複合災害の応急対策への備え（総務課）	83
第3	複合災害に関する防災活動（総務課）	84
第19節	廃棄物対策	85
第1	目的	85
第2	処理体制（総務課・農林建設課・町民税務課）	85
第3	主な措置内容（総務課・農林建設課・町民税務課）	85
第20節	災害種別毎予防対策	87
第1	火災予防対策の推進（総務課・仙南消防本部・消防団・婦人防火クラブ）	87
第2	林野火災予防対策の推進（総務課・農林建設課・仙南消防本部・消防団）	90
第3	危険物等災害予防対策（総務課・仙南消防本部・消防団・施設管理者）	92
第4	航空災害予防対策（総務課・仙南消防本部・消防団）	94
第5	道路災害予防対策（総務課・農林建設課）	94

第1節 風水害等に強い町づくり

《担当部局：総務課・農林建設課・ふるさと振興課・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・県大河原土木事務所
・JAみやぎ仙南農業協同組合・セヶ宿町森林組合》

第1 土砂災害予防対策の推進（総務課・農林建設課）

1 目的

本町は、山間部に位置しており、土砂災害発生危険性が高い地区があるため、町、県及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

2 土砂災害防止対策の推進

(1) 土砂災害危険箇所の調査把握

町及び県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域を把握して基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。

【資料2-5】地すべり危険箇所

【資料2-6】地すべり危険箇所2

【資料2-7】土石流危険渓流

【資料2-8】急傾斜崩壊危険箇所

【資料2-11】土砂災害警戒区域

(2) 土砂災害防止のための啓発活動

土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

このため、町及び県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の基礎調査結果を公表しなければならない。

町は、土砂災害警戒区域等、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

(3) 町の役割

町長は、土砂災害の警戒避難体制に関して予め下記事項を定めておく。

ア 町地域防災計画において定める事項

(ア) 雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土

砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令及び伝達に関する事項

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

(オ) 救助に関する事項

(カ) 上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ 避難勧告等の発令基準及び発令対象区域

ウ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所

エ 上記ア（イ）のほか、土砂災害に対して安全な避難所の開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法

オ 上記ア（1）エのほか、土砂災害時の要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法

カ 土砂災害に係る防災意識の向上方法

(4) 土地利用の適正化

町及び県は、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底に努めるとともに、既存住宅等の移転等を促進する。

3 地すべり等防止事業

地すべりの発生する危険地帯は、地形地質の特性から主にグリーンタフでおおわれている奥羽山脈の東端部に主に存在しており、本町は宮城県の主な地すべり地域のひとつである「白石市西方白石川沿いの県南地域」に含まれる。

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設等に直接被害を与えるにとどまらず、降雨等により重大な二次災害の発生が予想される。

このため、国及び県は、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づき、現に地すべりが発生している地域または地すべりのおそれが極めて大きい地域で、公共の利害に密接な関係を有する地域を地すべり防止区域として指定し、活動の著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な諸対策を実施する。

4 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊(がけ崩れ)防止施設の整備については、本来、がけの所有者あるいは管理者が自ら実施することを原則としているが、本人が実施することが困難あるいは不適當な自然がけについては、県が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づき、県が急傾斜地崩壊危険区域に指定し、区域内の立木竹の伐採、土石の採取または集積等の行為を制

限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

【資料 2-8】 急傾斜崩壊危険箇所

5 砂防設備

県は、荒廃溪流を対象にダム工、流路工等の砂防設備を重点的に整備し、土砂災害の防止に努める。また、県全体の土石流危険溪流での着手率が17%と低いことから、砂防設備の整備とともに警戒・避難体制の早期確立を図るよう、土砂災害警戒区域等の指定を実施している。さらに、既設の砂防施設についても点検を実施し、必要に応じて補強等の対策を実施する。

町は、砂防設備の整備とともに警戒、避難体制を早期確立する。

【資料2-5】 地すべり危険箇所

【資料2-6】 地すべり危険地区

【資料2-7】 土石流危険溪流

【資料2-8】 急傾斜崩壊危険箇所

【資料 2-11】 土砂災害警戒区域

6 治山施設

山地に起因する災害から住民の生命・財産の保全を図り、暮らしの安全性を確保するため、国及び県と協力し、町は山腹崩壊危険地、はげ山移行地などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止柵等の治山施設の整備を図るとともに、保安林のもつ防災機能を維持・強化させるため森林の整備等を効果的に実施する。

【資料2-9】 山腹崩壊危険地区

【資料2-10】 崩壊土砂流出危険地区

7 孤立集落対策の推進

町は、土砂災害に伴う道路閉塞等による孤立集落対策として、孤立化の可能性のある集落を抽出し、役場と集落を結ぶ情報通信の多重化やヘリポート等の整備等を推進する。

第2 水害予防対策の推進（総務課・農林建設課・消防団）

1 目的

町は、河川管理者等の関係機関と連携し、白石川、横川をはじめとする河川の整備を図り、水害を予防するために必要な事業の施行または施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。また、地震に伴う河川、農地等の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等を図る。

2 町土保全事業施行

（1）河川改修事業

護岸が低く越水しやすい白石川の峠田・湯原・干蒲地区について、町は、県と連携し、河川改修事業の推進及び維持管理に努める。

(2) 農地等保全事業

ア 農地等保全事業

農業用水源確保及び国土保全の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改修する。

イ 農業用河川工作物応急対策事業

構造上改善措置を要する農業用河川工作物の整備、補強、撤去を行う。

(3) 保安林改良事業

町土保全及び水源確保の目的から、町は、災害等により林況が著しく悪化し、保安林機能が低下しているものについて、改植、補植、本数調整伐と合わせ必要に応じて排水工等簡易施設を設置し森林を復旧する。

(4) 土砂流入の防止

河川に土砂が流入した場合、河川、ダムの本来持っている機能が損なわれる。そのため、土砂の流入の危険性が高い横川の流域について、町は、県と連携し、砂防事業の推進に努める。

(5) 農業用河川工作物

本町では農業用用水の約90%を河川に依存しており、大小河川には頭首工をはじめ樋門、水門など農業用水施設が設置されている。

これらの河川工作物の中には、河川法制定以前の古くから設けられているものが数多くあり、洪水時には決壊等の河川災害を招くおそれがあることから、町は、県の指導のもと整備補強する必要がある構造上改善措置を要する農業用河川工作物の整備、補強、撤去を行う。

3 河川の維持管理

(1) 河川パトロールの実施

水防上重要な河川管理施設、占用工作物の点検等河川パトロールを定期的・重点的に実施し、河川の管理に万全を期する。

(2) 河川管理施設の管理

河川管理者は、震災による治水上の二次災害の拡大を防ぐため、日常における維持管理と機能の点検等に努力する。また、施設の耐震対策については、十分に診断を実施し、計画的に推進する。

(3) 河川の維持規制

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制する等の措置を講じ、河川の維持管理の徹底を図る。

ア 流水の占用または河川区域内の土地の占用

イ 河川区域内の土石の採取または掘削、工作物の構築等

ウ 河川における竹木等の流送

(4) 水質事故対策

町及び県は、油流出等の水質事故に対処するため、平常時の河川巡視、水質処理資機材の備蓄に努めるとともに、相互の情報連絡体制の整備、応急対策等の必要な措置を講じる。

(5) ダムの安全確保

町は関係機関と連携して、必要な点検・整備を実施し、必要に応じて補修等を行い、ダムの安全確保に努める。

4 水防応急資機材の整備・充実

水防管理団体等が行う水防活動を円滑化するために必要な水防応急資機材の整備・充実を図る。

5 消防団（水防団）活性化及び水防協力団体の活用

消防団（水防団）への加入促進と活性化を推進するとともに、各水防管理団体は、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

6 水防計画の作成

指定水防管理団体（町、水防事務組合または水害予防組合）の管理者が、水防計画を作成するときは、次の事項について考慮する。

- (1) 水防活動組織及び活動体制の確立
- (2) 河川管理施設の管理及び操作
- (3) 重要水防箇所及び指定河川洪水予報、水防警報等の区域の指定
- (4) 水防施設及び水防資機材の整備
- (5) 気象、水象の観測及び通報等の活用
- (6) 通信連絡体制及び水防標識等の整備
- (7) 水防活動従事者の安全確保
- (8) 他の水防機関との協力及び応援体制（河川管理者の同意及び協力を含む）
- (9) その他水害を予防するための措置

7 危険箇所の調査・周知

町は、関係機関と連携し、水害に関する危険箇所の調査に努めるとともに、被害の軽減を図るため、洪水ハザードマップ等により水害の危険箇所等について住民に周知する。

第3 風雪害予防対策の推進（総務課・農林建設課・ふるさと振興課・仙南消防本部・消防団・県土木事務所）

1 目的

本町は、県内でも有数の豪雪地帯であるため、風害及び豪雪に伴う雪崩災害や道路交通障害等の雪害を未然に防ぐために、町、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の施設整備、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の被害の軽減を図る。

2 道路の除雪

道路管理者は、冬期の安全な交通を確保するために必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪基準に基づき除雪路線の除雪を実施する。町が実施する場合は、県土木事務所と連携を図り、効率的な除雪を行う。

また、除雪は原則として除雪路線に限るものとするが、災害時、災害の危険性がある場合等、必要な場合は、その他の道路、私道等においても除雪を行う。

【資料 16-2】 除雪路線及び除雪延長

【資料 16-3】 除雪基地及び装備

3 凍結防止対策

町は、道路の凍結による事故を防止するため、平常時より凍結防止剤を準備するとともに、凍結のおそれがある場合は凍結防止剤を散布する。

【資料 16-2】 除雪路線及び除雪延長

【資料 16-3】 除雪基地及び装備

4 除雪体制等の整備

町は、積雪時における家屋倒壊等の事故の防止を図るため、路線の積雪、凍結に関する案内板等の整備を図るとともに、関係機関と連携し、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行い注意を呼びかける。

さらに積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

5 雪崩危険箇所の周知

町は、関係機関と連携し、雪崩危険箇所について、案内板の設置、広報紙、パンフレット等による周知活動を実施し、住民、観光客等に対し、雪崩の危険性等に関する雪崩危険箇所情報の周知に努める。

また県と連携し、住民に危険箇所を雪崩防災週間(12月1日～12月7日)の期間を重点的に雪崩災害に関する防災知識の普及・啓発、雪崩に関する知識の普及を推進し、適切な警戒避難体制がとれるよう雪崩災害対策を推進する。

【資料16-1】 雪崩危険箇所

6 建物の除雪

町は、必要に応じて公共施設の屋根等の除雪を実施し、公共施設の安全を確保する。また、民間の住宅等の除雪は、原則として所有者が行うが、所有者が病気、高齢等により自力での屋根雪処置が不可能な世帯等で、除雪しないと被害が発生するおそれがある場合、除雪負担の軽減を図るため、町は、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立やボランティア等へ呼びかけ等を行う。

7 避難所体制の整備

山間豪雪地帯においては、集落間の交通の確保が困難なこと、あるいは途絶する可能性があるため、町は、集落単位に一時避難場所を確保する。

また、運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等の確保に努める。

8 スキー場利用客対策

スキー場での雪崩発生時においては、リフト、ロッジ等の損壊や、多数のスキー客の被害が考えられる。

このため、町は、スキー場利用客の安全対策として、スキー場施設管理者と連携を図りながら、スキー場利用客も考慮した一時避難所の確保及び救出・救助対策を講じる。

第4 農林水産業災害予防対策（農林建設課・JAみやぎ仙南農業協同組合・七ヶ宿町森林組合）

1 目的

大規模な災害により、農業、畜産業、林業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、町は、関係団体等と相互に連携を保ちながら、防災営農技術の向上、指導体制の強化等の的確な対応を行う。

2 防災措置等

町は、次のとおり農地、農業用施設、農作物の災害予防対策を推進する。

（1）農作物対策

水稻、麦類、果樹、野菜、大豆等の農作物の被害の発生、被害の軽減を図るため、町は関係機関と連携し、防災営農技術の指導等により、異常気象、病虫害、水害、雪害、寒害、霜害、干害等に強い農作物の生産に努める。

（2）農地・農業用施設の災害の防止

町は、関係機関と連携し、農地、農業施設等の耐震性の確保、被害の発生防止、被害の軽減を図るため、常時定期的に点検を実施し、危険箇所については災害防止策をとる。

また、異常気象等となった場合は、随時点検を実施し、災害の未然防止に努める。

町は、洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業施設等を防護するため、防災ため池等の整備を進めるほか、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽ため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、みやぎ農業農村整備基本計画等に則し総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生の未然防止を図る。

また、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫または嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

(3) 集落の安全確保

町は、関係機関と連携し、集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備を推進する。

ア 避難路や避難地等の確保

(ア) 避難路整備

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

(イ) 災害拠点整備

災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の場外離着陸場等としても利用できる農村公園緑地の整備

(ウ) 避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

イ 消防用施設の確保

(ア) 営農飲雑用水施設整備

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備

(イ) 防火水槽整備

ウ 集落の防災設備整備

(ア) 集落防災設備整備

老朽のため池の改修、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備

(イ) 公共施設補強整備

地震等の防災上補強が必要な既存の橋りょう等の公共施設の整備

エ 災害情報の伝達施設の確保

情報基盤施設整備…住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要な防災無線の整備

オ 農業気象対策の推進

(ア) 農業気象対策については、町は、仙台管区気象台と密接な連携のもとに、農業気象観測の整備強化に努め、迅速な災害予報と適切な技術対策を確立し、災害の未然防止に資する。

カ 病虫害防除対策

(ア) 防除体制の整備

町は、防除組織(防除協議会等)の結成を促進し、広域一斉防除体制の強化に努める。

(イ) 防除器具の整備

町及び農業団体等は、高性能防除器具の整備、充実に努めるとともに、常時防除器具を点検整備し、適切な防除を推進する。

キ 防災営農技術等の普及

災害に対応する技術対策の指導を徹底し、災害の未然防止に努める。

(ア) 畜産業対策

町は、関係機関と連携し、家畜の飼育、飼料、衛生、出荷、畜舎・鶏舎等の整備について、指導を行い、災害時の畜産に対する被害の発生防止、被害の軽減、病気等の発生の予防に努める。

- ① 畜舎等の建設・改築時には、災害に対応をするよう推進指導する。
- ② 飼料作物畑については適期播種・施肥・収穫を励行する。
- ③ 水害
 - a 水害常襲地帯には、多頭飼養形態の畜舎の建設を極力排除するよう指導する。
 - b 水害常襲地帯には、飼料作物のうち牧草類を優先作付させるよう指導する。
- ④ 干害
 - a 給水施設(井戸等)の整備管理を指導する。
 - b 干害に比較的強い品種の導入を指導する。
- ⑤ 凍霜害
 - a 牧草のてん圧を励行させる。
凍霜害に比較的強い牧草飼料作物の品種を栽培指導する。
 - b 適期に栽培管理、収穫調整を実施する。
- ⑥ 冷害
 - a 地域の気象条件に合わせて牧草類の栽培利用を指導する。
 - b 栄養障害的疾患が多発する傾向にあるので健康管理を指導する。
- ⑦ 雪害
 - a 融除雪を促進するため構築を指導する。
 - b 牧草の秋期てん圧、家畜の運動を指導する。
- ⑧ 火災
育雛施設等火気使用施設の取り扱いについて注意するよう指導する。

(イ) 園芸等施設対策

園芸等の施設については、雪害・風害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら、施設の維持・補強に努めるよう指導する。

特に、降雪時においては、速やかな雪おろし・融雪・除雪などの対策を講じるよう指導する。

(エ) 林業対策

町は、関係機関と連携し、育苗、造林、特用林産等に対する技術指導を行い、林業に対する被害の発生、被害の軽減に努める。また、林道の整備を推進し、災害時の林道の被害の防止、安全確保に努める。

第2節 建築物等の安全化

《担当部局：総務課・農林建設課・教育委員会》

第1 目的

災害による建築物等の被害の軽減を図るため、関係機関等と連携し、公共建築物、一般建築物の耐震・不燃化等の促進に努める。

第2 住宅地の安全化（農林建設課）

町は、災害時の住宅の被害防止、軽減を図るため、関係機関と連携し、住宅地の安全化に努める。

- ・土砂災害警戒区域等、土砂災害危険区域、危険箇所の周知、改善
- ・がけ地の崩壊及び土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転することにより災害を未然に防止するがけ地近接等危険住宅移転事業の推進
- ・火災延焼防止となる広幅員道路、公園、緑地の整備、狭あい道路の解消
- ・避難路、オープンスペースの確保
- ・日本政策投資銀行、住宅金融支援機構等の融資制度等を活用した地域の不燃化の促進
- ・河川整備、下水道整備等による浸水の防止

第3 公共施設の安全化（総務課・農林建設課・教育委員会）

公共建築物は不特定多数の人が利用し、また災害が発生した場合、応急対策の拠点となることから、町は、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮し、耐震診断、耐震補強等により安全化に努めるとともに、照明器具等の設備、ロッカー等の備品の転倒・落下防止対策を実施する。

また、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

第4 住宅・建築物の安全化（農林建設課）

民間の住宅・建築物については、所有者の責務において安全化を図るものであるため、町は、耐震診断・耐震改修に関する事業を推進するとともに、住宅・建築物所有者は、耐震化に努める。消防機関、関係機関は、耐震不燃化、広報に努める。

特に病院、商業施設等の不特定多数の人が利用する特定建築物においては、県の指導のもとに、耐震化への啓発、耐震化に係る制度の周知に努める。

第5 倒壊・落下の防止（総務課）

町は、災害時の被害の防止、軽減を図るため、所有者、管理者等に対し、転倒・落下防止対策の指導、広報を実施する。

- ・ブロック塀の補強、生垣への改修
- ・屋外広告物、屋根瓦、窓ガラス、外壁等の落下防止
- ・自動販売機の転倒防止

第6 屋内の安全性の向上（総務課）

屋内において家具等が転倒した場合、出火した場合、負傷者が発生するおそれがあるため、各個人が家具等の転倒防止対策、出火防止・初期消火対策を行うよう、町は、広報紙、パンフレット等により、屋内の安全性向上に関する広報を実施する。

第7 文化財の防災対策（教育委員会）

文化財は貴重な財産であるため、文化財所有者・管理者等は、消火栓等の消防設備等の整備を図るとともに、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限の徹底を図る。

【資料14-2】 指定文化財

第3節 ライフライン施設等の安全化

《担当部局:総務課・農林建設課・東日本電信電話(株)・東北電力(株)・(一社)宮城県LPガス協会》

第1 目的

大規模な災害の発生により町民生活に直結する上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である町の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上で大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、住民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるため浸水防止対策、代替施設の確保及びシステムの多ルート化等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施する。

第2 水道施設（農林建設課）

1 水道施設の安全性強化等

- (1) 町は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管、配水幹線及び配水池などの基幹施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合わせ計画的な整備を行う。
- (2) 町は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。
- (3) 町は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。
- (4) 町は、水道施設の日常の保守点検と合わせて、地盤の不良個所や周囲の土砂崩れ等の危険個所の把握に努める。
- (5) 町は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への非常用自家発電機等を整備する。

2 復旧用資機材の確保

町は、水道施設が被災した場合には、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材の計画的な備蓄、調達体制の整備に努める。

3 管路図等の整備

町は、震災等災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

- (1) 町は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成する。
- (2) 町は、知事から水道用水の緊急応援の指示（水道法第40条）があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。

第3 下水道施設（農林建設課）

町は、下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、浸水被害の軽減、下水処理機能を確保するため、下水道施設の整備及び安全性の向上に推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

町は、雨水渠、内水排除施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。

また、処理場の機能を確保するため、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するように努める。

2 下水道施設維持管理

町は、下水道台帳の整理、保管に万全を期するとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

町は、復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対応マニュアルの策定、災害対策資材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

第4 電力施設（東北電力(株)）

災害時においても電力の供給は重要であり、町は、停電時における迅速な応急復旧体制の整備を東北電力に対して要請する。停電時には、町内の病院及び公共施設への優先復旧の依頼を行っていく。

東北電力(株)は、電力施設の被災を防止するため、各施設とも計画設計時に建築基準法、電気設備に関する技術基準など関係法令や社内設計基準・指針等に基づく災害被害防止対策を施すとともに、過去に発生した災害及び被害の状況や各施設の環境等を考慮し、災害時の安定した電力の供給を図る。

また、電力施設が被災した場合において迅速に応急復旧が行えるよう、体制の整備を図るとともに、資機材の備蓄等に努める。

第5 液化石油ガス施設（(社)宮城県L Pガス協会）

(1) 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和42年法律第149号）及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

ア 消費者全戸への安全器具（ガス警報器、ヒューズコック、S型メーター等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進

イ 安全性の確認（チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握）と向上（ガス放出防止装置等の設置）

ウ 各設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不適合設備の解消

エ 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）

【資料8-5】液化石油ガス取扱施設

(2) (社)宮城県L Pガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、L Pガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

第6 電信・電話施設（東日本電信電話(株)）

1 設備の災害予防

東日本電信電話(株)は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

(1) 電気通信施設の防火・水防・豪雪対策

ア 防火対策として、通信機械室内やとう道内で使用する材料の不燃化、火気使用の抑制や外部からの類焼・延焼防止、火災感知や消火設備の設置などの対策を実施する。

イ 水防対策として、浸水を防止するための水防板、水防扉を設置する。また、浸入した水を排出や排水の逆流を防止する対策を実施する。

ウ 豪雪や寒冷地での、雪や凍結などによる引込線の切断やケーブル凍結による混線等を防止するために、保安器等の取付位置変更や不凍液の注入及び溜水防止工法を実施する。

エ 停電の長期化に備え蓄電池・発動発電機・自動発停式エンジン等を設置する。

オ 災害の発生に備え、平常時から点検及び整備を行う。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

4 停電とふくそう対策

非常電源の確保や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

第4節 防災知識の普及

《担当部局・総務課・農林建設課・ふるさと振興課・教育委員会・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・自主防災組織》

第1 目的

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所及び指定避難で自ら活動する、あるいは、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努め自主防災思想の普及、徹底を図る。

さらに、防災関係機関は、防災関係機関及び地域住民等が、災害時に円滑に連携を図り、初動、応急対策を実施できるよう防災訓練を行う。

第2 防災知識の普及、徹底（総務課・農林建設課・ふるさと振興課）

1 町職員に対する防災知識の普及

災害発生時の町及び防災関係機関は、災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

2 住民への防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

ア 総合防災訓練、講演会等の実施

町は、住民の防災意識の向上を図るため、県及び防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、県及び防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民に周知させる。

イ 防災とボランティア関連行事の実施

県は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く地元住民を対象とした、防災関連行事の実施に努める。町は、県に準じた対応に努める。

(2) ハザードマップ等の活用

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

(3) 普及・啓発の実施

町は、県及び教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等）、テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

- ① 災害危険性に関する情報
 - ・各地域における避難対象地区
 - ・孤立する可能性のある地域内集落
 - ・急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識など
- ② 避難行動に関する知識
 - ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
 - ・各地域における避難地及び避難路に関する知識など
- ③ 家庭内での予防・安全対策
 - ・3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - ・非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
 - ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
 - ・出火防止等の対策の内容など
 - ・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること
- ④ 災害時にとるべき行動
 - ・近隣の人々と協力して行う救助活動
 - ・自動車運行の自粛
 - ・警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時に取るべき行動
 - ・避難場所での行動など
- ⑤ その他
 - ・正確な情報入手の方法
 - ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ・災害時の家族内の連絡体制の確保
 - ・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」など

(4) 要援護者及び観光客等への配慮

ア 要配慮者への配慮

町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障がい者・高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

イ 観光客等への対応

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設管理者は、指定緊急避難場所及び指定避難所を示す標識を設置する等、広報に努める。

(5) 災害時の連絡方法の普及

ア 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話（株）は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図り、町は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

イ 災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるWi-Fi接続サービスなどの普及を促進する。

(6) 相談窓口の設置

町は、災害対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

3 地域での防災知識の普及

(1) ハザードマップの整備

ア ハザードマップの作成・周知

町は、急傾斜地崩壊危険箇所等を踏まえて指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

イ ハザードマップの有効活用

町は、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

(2) 日常生活の中での情報掲示

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(3) 観光客等の一時滞在者への周知

町は、観光地、観光施設といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

4 ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の原則の徹底

町は、県及び警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

(2) 運転中における発災時の対応の周知

町は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

5 社会教育施設や防災拠点の活用

町は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わ

りの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。

第3 学校等教育機関における防災教育（教育委員会）

- 1 学校等教育機関は、町及び県、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。
- 2 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

3 児童生徒等及び指導者に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

ア 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。

イ 地理的要件など地域の実情に応じ、様々な災害を想定した防災教育を行う。

ウ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校所時など校所外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

- 4 町及び県並びに教育委員会は、住民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- 5 町及び県並びに教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実にために全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には町単位で防災担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。

なお、私立学校においても、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備に努める。

- 6 町及び県並びに教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 7 町及び県並びに教育委員会は、各学校等において防災主任、防災担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。
- 8 町及び教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座

等を実施し、防災上へ必要な知識の普及に努める。

第4 住民の取組（総務課）

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努める。

1 食料・飲料水等の備蓄

概ね3日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。

2 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。

3 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)、SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

4 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

5 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

第5 災害教訓の伝承（総務課）

大規模災害の発生頻度は低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が発生するおそれがあることから、どのような状況下にあっても住民等が確実に避難するよう、大規模災害の教訓を活かし、今後の災害対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに大規模災害の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

1 資料の収集及び公開

町は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収

集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

2 伝承機会の定期的な実施

町は、県及び学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、住民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

3 伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第5節 防災訓練の実施

《担当部局：総務課・教育委員会・各課・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・自主防災組織》

第1 目的

各防災関係機関は災害発生時に、町、県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、防災訓練を行う。

第2 防災訓練の実施とフィードバック（総務課）

1 定期的な実施

町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地・職場・学校等においてきめ細かく実施または行うよう指導し、住民にとるべき身を守る行動や災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 地域の実情に応じた内容

防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するものとし、災害発生後の円滑な避難のための災害応急対策についても盛り込むなど、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における実施についても配慮する。

3 目的及び内容の明確な設定

防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

4 課題の発見

町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

5 フィードバック

町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第3 町の防災訓練（総務課）

町は、毎年、6月12日（みやぎ県民防災の日）、9月1日（防災の日）等に地域住民参加に

よる総合防災訓練を実施する。

この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織・非常通信協議会・民間企業・ボランティア団体及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

さらに、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

(訓練内容)

- ・災害対策本部運用訓練
- ・職員招集訓練
- ・通信情報訓練
- ・広報訓練
- ・火災防御訓練
- ・緊急輸送訓練
- ・公共施設復旧訓練
- ・ガス漏洩事故処理訓練
- ・避難訓練
- ・救出救護訓練
- ・警備、交通規制訓練
- ・炊き出し、給水訓練
- ・水害防止訓練
- ・自衛隊災害派遣訓練
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所運営訓練
- ・その他

第4 防災関係機関の防災訓練（総務課）

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは地方自治体等の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。

1 実践的かつ効果的な訓練の推進

訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項（シナリオ）については、過去の大規模災害の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。

2 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

3 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

4 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

5 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

第5 通信関係機関の非常通信訓練（総務課）

町は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

第6 学校等の防災訓練（教育委員会）

- 1 災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 2 校内外活動(自然体験学習、野外活動を含む)等で山間部を利用する場合は、事前に土砂災害防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 避難訓練を実施する際には、障がいのある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 4 学校等が避難場所・避難所となることを想定し、町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第7 企業等の防災訓練（総務課）

- 1 企業等は、災害の発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- 2 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所・指定避難所として指定されている場合は、災害発生の際に避難場所・避難所となることを想定し、避難者の受入れや避難所運営の訓練等を実施す

る。

- 3 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災・被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。
- 4 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。
- 5 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

(訓練内容)

- ・避難訓練(避難誘導等)
- ・消火訓練
- ・浸水防止訓練
- ・救急救命訓練
- ・災害発生時の安否確認方法
- ・災害発生時の対応(帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等)
- ・災害時の危険物・有害物の漏洩等の対処訓練
- ・災害救助訓練
- ・町・自治会・他企業との合同防災訓練
- ・施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第6節 自主防災組織等の育成

《担当部局：総務課・ふるさと振興課・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・自主防災組織》

第1 目的

大規模な災害が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民・事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、町及び防災関係機関は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割（総務課）

1 自主防災組織の必要性

大規模な災害発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これら全ての面において行政が対応することは極めて困難となる。

災害による被害の防止または軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

2 自主防災組織の活動にあたって

大規模な災害発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・地域は自分で守る」という意識の下に行動することが必要である。また、住民自身の災害に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

3 自主防災組織の設置

大規模な災害が発生した場合、自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という考え方が大切であり、共助においては、防火団体（婦人防火クラブ）による活動が非常に重要である。そのため、町は、町内会等において自主防災組織のさらなる設置・拡充に努める。

【資料 7-3】防火団体（婦人防火クラブ）

第3 自主防災組織の育成・指導（総務課）

町は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置づけられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。そのため、町は自治会、町内会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。

1 自主防災組織の連携強化

町は、地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、自主防災組織連絡協議会の設置について検討する。

2 自主防災組織リーダーの育成

町は、県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。

3 資機材の整備

町は、自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難・備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火・救助・救護のための防災資機材の配備を支援する。また、自主防災組織が防災資機材を十分活用できるよう、消防関係機関と連携し、訓練・指導・助言を行う。

第4 自主防災組織の活動（総務課）

自主防災組織の活動内容はおおむね次のとおりとする。

平常時の活動	訓練の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練への参加 ・ 消火訓練の実施 ・ 避難訓練の実施 ・ 救出、救護訓練の実施 ・ 避難所開設・運営訓練の実施 ・ 初期消火に必要な技能等の取得 ・ 負傷者に対する応急手当方法等の習得
	防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に対する知識の習得 ・ 防災に対する知識の普及活動
	防災点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の危険箇所の点検
	防災用資機材の整備・点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災用資機材の整備・点検
	要配慮者の情報把握・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有
災害発生時の活動	情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の被害の状況の把握 ・ 地域内の状況の町への報告 ・ 防災関係機関の提供する情報の伝達 ・ 住民の不安の解消
	出火防止及び初期消火	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止のための呼びかけ ・ 消火器等を活用した初期消火
	救出・救護活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの安全の確保 ・ 救出用資機材を使用した救出活動 ・ 救出活動に必要な情報の提供 ・ 応急手当 ・ 災害時利用可能な病院等医療機関の確認
	避難の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難に関する情報の住民への周知徹底 ・ 避難誘導 ・ 地域住民協力のもと避難行動要支援者の避難
	避難所開設・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織を中心とした住民の主体的な参画
	給食・救援物資の配布及びその協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炊き出し ・ 給水、救援物資の配付 ・ 町の活動への協力

※避難行動要支援者・・・要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

第5 企業等の防災組織の整備（総務課・ふるさと振興課）

災害時において、従業員・利用者等の安全確保、初期消火活動、情報の伝達、救助救出活動を円滑に行うため、企業等は、企業内の防災組織の設置に努める。

町、県及び防災関係機関は、企業等の防災組織の設置、訓練への参加等を呼びかける。

第6 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（総務課）

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、町は必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区と連携して防災活動を行う。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第7節 ボランティアの受入れ体制の整備

《担当部局：総務課・健康福祉課・町社会福祉協議会・自主防災組織・日本赤十字社》

第1 目的

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等(以下「ボランティア関係団体」という。)は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、行政機関等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第2 ボランティアの役割（総務課・健康福祉課）

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

生活支援に関する業務	<ul style="list-style-type: none">・避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助・炊き出し、食料等の配付・救援物資等の仕分け、輸送・高齢者、障がい者等の介護補助・清掃活動・その他被災地での軽作業
専門的な知識を要する業務	<ul style="list-style-type: none">・救護所等での医療、看護、保健予防・外国人のための通訳・被災者のメンタルヘルスケア・高齢者、障がい者等への介護・アマチュア無線等を利用した情報通信事務・公共土木施設の調査等・IT機器を利用した情報の受発信・その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3 災害ボランティア活動の環境整備（総務課・健康福祉課）

町は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア関係団体との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。

第4 専門ボランティアの登録（総務課・健康福祉課）

平成24年3月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

1 砂防ボランティア

大規模な土砂災害等が発生した場合、県・町の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。

2 災害時の通訳ボランティア

大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し県や町の職員だけでは十分な対応ができない。そのため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。

第5 一般ボランティアの受入体制の整備（総務課・健康福祉課）

1 一般ボランティアの受入れ体制づくり

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

一般ボランティアの受入れは、町社会福祉協議会及びNPO等連携団体が中心となって、町レベル、県レベルの2段階に、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平常時から行政、関係団体等の協力も得ながら、次のような準備、取組を行う。

【資料5-13】大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する覚え書

(1) ボランティアコーディネーターの養成

災害時にボランティアが円滑に活動するためには、ボランティアと被災者・地域住民・行政機関を的確に結びつけ調整を行うボランティアコーディネーターが非常に重要な役割を果たす。そのため、町は、県・関係機関等と連携し、平常時から災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、町と協力し、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。

(2) ボランティア受け入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(3) 受入れ体制の整備

社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入れのための体制を構築するよう努める。

(4) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

2 行政の支援

(1) NPO等との連携

町は、災害ボランティアの受入れに必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりを、社会福祉協議会、NPO支援組織等と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待されるボランティア関係団体との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

(2) 広域でのサポート体制の構築

町は、大規模災害発生時の災害ボランティアセンターの設置・運営に備え、町内外を含め、広域でのサポート体制を構築しておくよう努める。

第6 日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置（総務課・健康福祉課）

大規模災害時等においては、行政等の救護機関だけによらず自主的できめ細やかなボランティア活動が必要となってくる場合がある。

日本赤十字社宮城県支部では、災害発生後、災害の規模等を考慮した上で、赤十字防災ボランティアセンターの設置を決定する。

1 赤十字の防災ボランティア（以下「防災ボランティア」という。）

災害時に日本赤十字社宮城県支部の調整の下に災害救護活動等の補助的活動を行うため、必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとして登録し、その能力・労力・時間等を、自主的に無報酬で提供するすべての個人または団体をいう。

2 防災ボランティアの養成

適宜、必要な研修・訓練として「防災ボランティア養成研修会」等を開催し、防災ボランティアを養成するとともに、防災ボランティアの中から防災ボランティアリーダーの養成も図る。なお、防災ボランティアリーダーは、防災ボランティアセンターの運営・管理にも携わる。

3 活動内容

日本赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力する。また、被災地ニーズを調査し、各人また

は各団体の技能や特色を生かした活動を積極的に行う。

4 関係機関との連携

防災ボランティア活動を円滑に実施するため、活動場所・活動内容等について、常に関係機関との密接な連絡体制の維持に努める。

第8節 情報通信連絡網の整備

《担当部局：総務課》

第1 目的

大規模災害時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、町及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

このため、町及び防災関係機関は、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

第2 気象観測施設の整備（総務課）

自然災害を防止する上で気象情報は非常に重要であるため、町は、関係機関と連携し、観測施設の整備・拡充に努めるとともに、正確な数値が観測できるよう、適正な維持管理を行う。

【資料6-1】町内観測施設

第3 町における災害通信網の整備（総務課）

1 情報伝達ルートの多重化

町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

2 防災行政無線等の整備拡充

町は、災害時における情報収集、伝達手段の中心となる県・町防災行政無線が、災害時に確実に活用できるよう、機器のデジタル化、移動系無線の拡充、停電時に対応するための非常用発電設備等を整備するとともに、各種機器の転倒防止対策、周辺の備品等に対しても転倒防止対策を実施する。

消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備・活用を促進するとともに、停電時を想定した、実践

的な訓練を実施し防災体制の強化を図る。

【資料6-4】防災行政無線

3 災害時の情報通信網の拡充

町は、県が実施している宮城県総合防災情報システム（MIDORI）、河川流域情報システム（MIRAI）、砂防総合情報システム（MIDSKI）等の適正な活用を図る。

【資料6-6】宮城県総合防災情報システム（MIDORI）の業務概要

4 職員参集等防災システムの整備

町は、災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した総合防災ネットワークシステム（MIDORI）等を利用し、職員の携帯電話の登録等、町職員が緊急的に自主参集できる体制の構築するとともに、発災初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。

5 地域住民に対する通信手段の整備

（1）地域住民等からの情報収集体制の整備

町は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

（2）情報伝達手段の確保

町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、ホームページ、メール自動配信や、Lアラートを介し、NHK、民間放送、ラジオ等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

なお、町防災行政無線に関しては、音声を受信できる防災ラジオの導入等、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。

（3）要配慮者への配慮

町は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（情報が常に流れているもの）の他、聴覚障がい者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

6 孤立想定地域の通信手段の確保

町は、災害による道路寸断時等に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

7 非常用電源の確保

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見による堅固な場所への設置等に努める。

8 大容量データ処理への対応

町は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図る。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、堅固な場所への設置に努める。

第4 防災関係機関における災害通信網の整備（総務課）

防災関係機関は、大規模な災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用または無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、町及び県等と連携強化が図られるよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進する。

1 消防無線通信施設

(1) 連絡体制の整備

消防機関においては、災害時における情報伝達が確実にできるように連絡体制を整備する。

消防機関の無線通信施設として固定局、基地局のほか、車載、携帯等の移動局を整備し、常日頃から無線通信施設の保守点検等保守管理体制の充実を図り、災害時の通信手段の確保に努める。

(2) 消防無線通信施設の整備推進

町、消防本部は、県の指導により、消防無線通信施設の整備推進に努める。

なお、消防救急無線についても、ふくそうの緩和やデータ通信、秘匿性の向上による利用高度化の観点から、デジタル化を推進するとともに、大規模災害時における適切な無線統制体制の構築や衛星通信、防災行政無線等の代替手段の活用についても検討する。

第9節 職員の配備体制の強化

《担当部局：総務課・各課》

第1 目的

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、町及び防災関係機関は、その全機能をあげて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員の配備・動員等の活動体制の整備に万全を期す。

このため、町及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

第2 配備体制の明確化（総務課）

町は、災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合において、速やかに必要な配備体制がとれるよう、配備体制の明確化、職員への周知徹底を図るとともに、町長不在時の指揮、対応についても明確にしておく。また、地区配置職員、連絡員等についても明確にしておく。

第3 職員参集手段等の検討（総務課）

町は、休日、夜間等の勤務時間外に災害等が発生した場合においても迅速に職員が参集、必要な配備体制をとることができるよう、参集手段について定め、必要に応じて見直し、より実効的な体制づくりに努める。特に町長等幹部職員及び災害担当課職員の参集手段について検討し、速やかな災害対策本部の立ち上げが可能な体制を構築しておく。

職員の参集は、職員の配備基準に基づいて自主参集を原則とし、マニュアルに基づき行う。

第4 マニュアル作成（総務課）

町及び防災関係機関等は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第5 資機材の整備（総務課）

町は、円滑な配備、応急対策の実施ができるよう、情報通信機器、必要な資機材、地図等の備品等の整備に努める。

第6 訓練の実施（総務課）

町は、災害時に迅速に職員が参集し、応急対策を実施できるよう、参集訓練等の防災訓練を実施する。訓練実施後は必ず検証し、参集体制の強化に努める。

第7 防災関係機関等の配備体制（総務課）

1 防災関係機関の体制整備

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、防災関係機関は、必要な職員を動員し、町及び県等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、町地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。

2 災害対策本部への要員派遣体制の整備

防災関係機関は、各防災関係機関間の連携を確保するため、必要に応じて災害対策本部への要員の派遣について、あらかじめ定めておく。

3 要配慮者関連施設の体制整備

病院、不特定多数の集客施設、老人ホーム等要配慮者収容施設、公営住宅、教育施設等の管理者は、大規模な災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。

第8 防災担当職員の育成（総務課）

町及び防災関係機関等は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

第9 人材確保対策（総務課）

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

第10 業務継続計画（BCP）（総務課）

1 業務継続性の確保

（1）業務継続計画（BCP）の策定

町及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

（2）業務継続体制の確保

町及び防災関係機関は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

（3）業務継続体制の検証

町は、定期的に防災訓練や業務継続体制の点検、評価及び検証を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

2 電源及び非常用通信手段の確保対策

(1) 電源及び非常用通信手段の確保

町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

町は、県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

3 データ管理の徹底

東日本大震災時に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役立ったことを踏まえ、町は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

4 職員のメンタルヘルスケア

町及び防災関係機関は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、あらかじめ体制を検討する。

第10節 防災拠点等の整備

《担当部局：総務課・施設管理者》

第1 目的

災害時における防災対策を推進する上で重要な防災拠点となる施設の整備・拡充を早急に努める。また、あわせて災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

第2 防災拠点の指定（総務課）

町は、災害時に円滑に応急対策が実施できるよう、次の施設を防災拠点として指定する。

区 分	施 設
災害対策活動拠点	町役場
物資集積拠点	道の駅「七ヶ宿」
物資集積拠点 ヘリポート	町民グラウンド、七ヶ宿スキー場第2駐車場、青少年旅行村、七ヶ宿小学校グラウンド、旧湯原小学校グラウンド、峠田公民館
医療活動拠点	国保診療所、国保湯原診療所
避難拠点	各指定避難所、指定緊急避難場所
災害時要援護者用避難拠点	高齢者生活福祉センター

【資料3-4】 防災活動拠点

第3 防災拠点の整備及び連携（総務課）

- 1 町は、各防災拠点が災害時に確実に機能するよう、施設の耐震化、不燃化を促進するとともに、耐震性の貯水槽の設置、通信連絡設備の充実、非常用電源等、各種資機材の整備、備蓄に努める。
また災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・充実にも努める。
町は、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点または広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。
- 2 防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災拠点の整備・充実に努める。

第4 代替施設の検討（総務課）

各防災拠点は、比較的安全性は高いものの、大規模な災害により施設が使用不能となった場

合を想定し、代替施設を検討しておくとともに、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。

なお、災害対策活動拠点である町役場が被災した場合は、活性化センターに災害対策本部を設置し、活性化センターも被災した場合は、町役場周辺の使用可能な公共施設に災害対策本部を設置する。

第5 防災拠点機能の充実（総務課）

1 町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備・推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備・LPガス災害用バルク・燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検・訓練等に努める。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料・飲料水・燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。

2 町は、防災拠点に災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品などの備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。

3 町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第6 防災用資機材等の整備・充実（総務課）

1 町が整備する資機材

(1) 防災用資機材

応急活動用資機材の整備・充実について、防災拠点の整備と関連づけて整備・充実を図る。

また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備・充実にも努める。

(2) 水防用資機材

地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備・充実を図る。

(3) 防災特殊車両等

災害対策に必要な車両等の整備・充実を図る。

(4) 化学消火薬剤等

化学消火薬剤等の備蓄に努める。

なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、施設の相互利用も含め、あらかじめ連携・応援体制の整備に努める。

2 防災関係機関

迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たり必要となる防災用資機材の整備・充実を図る。

第7 防災用資機材の確保対策（総務課）

1 地域内での確保対策

町及び防災関係機関は、燃料・発電機・建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量・供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

2 備蓄困難な資機材の確保対策

町は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

3 防災用備蓄拠点の整備

町は、スーパー・コンビニエンスストア・生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

4 救助用重機の確保対策

町は、災害発生時において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

第11節 相互応援体制の整備

《担当部局：総務課・仙南地域広域行政事務組合消防本部》

第1 目的

大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、町が実施する災害応急対策のみでは十分な効果が得られない場合が想定されるため、迅速かつ確かな防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、町は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体間との協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第2 相互応援体制の整備（総務課）

1 受入れ体制の整備

町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

2 協定の締結

人の生命を守るための災害応急対策は、時間との競争であるため、町及び防災関係機関等は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

3 外部専門家による支援体制の構築

町及び防災関係機関は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第3 市町村間の応援協定（総務課）

1 相互応援協定の締結等

町の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、町は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

- (1) 連絡体制の確保
 - ・災害時における連絡担当部局の選定
 - ・夜間における連絡体制の確保
- (2) 円滑な応援要請
 - ・主な応援要請事項の選定
 - ・被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

【資料5-3】福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定

【資料5-7】白石市・蔵王町・セヶ宿町消防相互応援協定書

【資料5-8】山形県上山市・セヶ宿町消防相互応援協定書

【資料5-9】山形県高畠町・セヶ宿町消防相互応援協定書

2 県内全市町村間の相互応援協定

宮城県内の市町村は、「災害時における宮城県市町村相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

【資料5-1】災害時における宮城県市町村相互応援協定書

【資料5-2】災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領

3 遠方の市町村間の相互応援協定

町は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮する。

4 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体的な応援等などに係る情報交換を行う。

5 後方支援体制の構築

町は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

第4 非常時連絡体制の確保（総務課）

1 非常時連絡手段の確保

町は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。

2 通信不通時の連絡ルールの策定

町は、通信不通時の連絡方法（担当者が集合する場所など）についても、事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

第5 資機材及び施設等の相互利用（総務課）

町は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第6 救援活動拠点の確保（総務課）

町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第7 関係団体との連携強化（総務課）

町は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

【資料5-10】災害時医療救護に関する協定書

【資料5-12】災害時における応急物資供給等の協力に関する協定書

第12節 医療救護体制の整備

《担当部局：総務課・健康福祉課・七ヶ宿町国保診療所・県仙南保健福祉事務所・白石市医師会・日本赤十字社宮城県支部・仙南地域広域行政事務組合消防本部》

第1 目的

大規模災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、町及び県は医療関係機関と緊密な連携を図りながら、住民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

第2 医療救護体制の整備（総務課・健康福祉課・七ヶ宿町国保診療所・県仙南保健福祉事務所・医師会）

1 県が設置する地域災害医療支部

県は、次のとおり地域災害医療支部を設置する。

- (1) 地域災害医療支部は管内の医療部門の総合調整を行う。
- (2) 地域災害医療支部は、次表のとおり、県保健福祉事務所(保健所)に設置する。

被災により地域災害医療支部を設置できない場合は、他の県行政庁舎等に設置する。

地域災害医療支部名	設置場所	管内市町村
仙南支部	仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、 大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町

- (3) 地域災害医療支部においては、支部長は保健福祉事務所長または地域事務所長、副支部長は保健所長（保健医療監）とする。支部員は、保健福祉事務所または地域事務所の職員とする。
- (4) 地域災害医療支部は、市町村と協力して次の業務を行う。
 - ア 管内の医療救護活動の総合調整
 - イ 管内の医療救護に関する情報の収集及び提供
 - ウ 管内の市町村の医療救護活動の支援
 - エ 管内の災害拠点病院の医療救護活動の調整
 - オ 支部管内の医療救護施設等への医療支援の受入れの調整
 - カ 管内医療機関の宮城県救急医療情報システム、EMISへの代行入力
 - キ 町災害対策本部が行う避難所の医療ニーズ調査の支援
- (5) 地域災害医療支部に地域災害医療コーディネーターを置き、地域の災害時の医療活動を調整する。
- (6) 地域災害医療支部及び地域災害医療連絡会議は、当該地域において医療救護活動が行われ

る間設置する。

2 災害拠点病院（宮城DMAT※指定病院）

- (1) 県は、災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を県内に1か所、「地域災害拠点病院」を地域災害医療支部管内ごとに設置する。

災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター
地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院、公立刈田綜合病院

- (2) 災害拠点病院は次の機能を有する。

- ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能
- イ 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ウ 自己完結型のDMAT及び医療救護班の派遣機能
- エ 他の医療機関から派遣されたDMATや医療救護班の受入機能
- オ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能

【資料10-2】災害拠点病院

DMATとは「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」と定義されており災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team の頭文字をとって略してDMAT（ディーマット）と呼ばれる。

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームである。

負傷者が発生する災害現場ではDMTが消防や警察、自衛隊などの関係機関と連携しながら救助活動と並行して医療活動を行う。

3 町の役割

- (1) 医療救護活動の担当部門の設置

- ア 町は、災害が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために、町災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。
- イ 町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ決めておく。
- ウ 町は、医療救護体制について県が設置した県地域災害医療支部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

【資料10-1】医療機関

- (2) 医療救護所の指定

- ア 町は、郡市医師会等医療機関の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定する。また重症患者等の処置及び収容を行う病院をあ

あらかじめ指定しておく。

イ 町は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となる場合は、地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入に係る計画を事前に策定しておく。

ウ 保健福祉事務所（保健所）は平常時から管内町の医療救護所の設置される場所を確認しておく。

【資料10-4】医療救護所設置予定場所

(3) 地域医療関係機関との連携体制

町は、地域の医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じて協定を締結しておく。

(4) 医療救護班の編成

ア 町は、地域の实情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては郡市医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。町独自で医療救護班編成が困難な場合は、保健福祉事務所（保健所）の協力のもと、広域圏で編成する。

イ 町等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所（保健所）へ報告する。変更した場合も同様とする。

(5) 応急救護設備の整備と点検

町は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

3 医療機関の役割

(1) 医療機関

ア すべての医療機関は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、医療救護班・DMAT等の派遣及び受入れの方法、医薬品・食料・水等の備蓄の充実等を記載した災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画（BCP）の作成に努める。

イ 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

ウ 人工呼吸器等を使用している患者の入院が想定される医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておく。

(2) 医療救護関係団体

医療救護関係団体は、県からの派遣要請に備え、医療救護活動が効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平常時から、研修・訓練の実施に努める。

(3) 災害拠点病院

ア 災害拠点病院は、災害の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、重症患者の受入れ及び搬送、DMAT及び医療

救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣されたDMA T及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出しなどについて記載した災害対応マニュアルを作成しておく。

- イ 災害拠点病院は、災害対応マニュアルに基づき、定期的な防災訓練を実施する。
- ウ 災害拠点病院においては、ヘリポートの整備に努める。
- エ 災害拠点病院は、適切な容量の受水槽の保有や、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等、あらゆる手段を講じて診療時に必要な水の確保に努める。
- オ 災害拠点病院は、食料、飲料水、医薬品等の備蓄について、流通を通じて適切に供給されるまでの適当な期間に必要な量として、3日分程度を確保するよう努める。この際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定する。
- カ 災害拠点病院は、自家発電機用燃料の備蓄量として、停電を想定し、3日分程度を確保するよう努める。

4 在宅要医療患者の医療救護体制

- (1) 町及び県は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。
- (2) 医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について町及び患者に周知する。
被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

第3 広域医療体制の整備（総務課・健康福祉課・医師会）

町、周辺地域の医療機関等に対応できない重症者等については、県を通じて防災ヘリコプターの派遣を要請する。後方医療機関に搬送し、治療及び入院等の処置を行うため、災害時に迅速かつ円滑に搬送できるよう、町は、県、医師会、医療関係機関と連携し、情報連絡体制、搬送体制等の整備に努める。

第4 情報連絡体制の整備（総務課・健康福祉課・県仙南保健福祉事務所・医師会）

1 災害時情報伝達手段の確保

- (1) 町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。
- (2) 災害拠点病院は、宮城県救急医療情報システム（災害モード）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。
- (3) 救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等を含めた複数の通信手段の保有に努める。

2 医療救護活動に関する情報連絡体制

(1) 情報の共有

地域災害医療支部は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理し、県災害医療本部ほか関係機関と情報を共有する。

(2) 宮城県救急医療情報システム（災害モード）による連絡体制

医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、宮城県救急医療情報システム（災害モード）により行う。あらかじめ医療機関の被害状況及び活動状況等の事項について定めておく。

宮城県救急医療情報システム

平常時の救急医療活動への情報支援とともに、災害時における情報の混乱を防止し、速やかな情報伝達と救急救命活動・救急医療活動を支援することを目的に運用している。

平成19年度に災害モードを導入、大規模災害発生時は災害モードに切り替わる。

◎システム参加機関（平成26年3月現在）

医療機関135、消防本部12、県医師会、宮城県（保健福祉部、各保健福祉事務所）、仙台市（健康福祉局、各区保健福祉センター）

◎災害時情報

患者受入可否情報、受入患者数、転送を要する患者数、ライフラインの状況等

(3) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備

災害医療本部及び地域災害医療支部は、DMATの活動状況について、広域災害救急医療情報システム（EMIS：イーミス）の情報から収集するほか、直接DMATなどの医療救護班からの支援情報を収集し、関係機関と情報の共有を行う。

3 研修・訓練の実施

医療機関及び県は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの操作等の研修・訓練を定期的に行う。

第5 医薬品、医療資機材の整備（総務課・健康福祉課・七ヶ宿町国保診療所・医師会）

1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

(1) 町は、（一社）宮城県薬剤師会支部と発災時の医薬品供給に関する協定を締結するなどにより、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。

(2) 宮城県医薬品卸組合は、県と「非常災害用医薬品確保に関する協定」を締結し、緊急に必要な医薬品、医療資機材については、当該組合が流通備蓄として確保する。

(3) 県及び宮城県医薬品卸組合、（一社）日本産業・医療ガス協会東北地域本部、宮城県医療機器販売業協会は、災害急性期以降も含めた医療救護活動に必要な医薬品等を迅速に供給できるよう、あらかじめ協議し、体制を整備しておく。

2 マンパワーの確保

町は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、白石市医師会や（一社）宮城県薬剤師会支部とあらかじめ協議しておく。

【資料5-10】災害時医療救護に関する協定書

【資料5-11】災害時医療救護に関する協定書実施細則

【資料10-3】医薬品等の調達先資料

第6 搬送体制の確立（総務課・健康福祉課・仙南消防本部）

災害時には、多くの負傷者の発生が予想されるため、仙南地域広域行政事務組合消防本部は、救急車による救出及び救助した負傷者の搬送体制の強化に努める。

また、重篤患者の緊急を要する搬送においては、ヘリコプターによる搬送も必要となることから、町は、ヘリコプターによる搬送の要請方法、臨時のヘリポートの設置場所等、必要な事項を定めておく。

【資料11-6】ヘリコプター臨時離発着場所

第7 応急手当の普及（総務課・健康福祉課・七ヶ宿町国保診療所・仙南消防本部）

大規模な災害が発生し、多数の負傷者が発生した場合、または道路等に被害が発生し交通が麻痺した場合、医療機関による十分な医療活動が行われぬおそれがあり、自主防災組織・住民等による応急手当が重要となる。そのため、町は、日本赤十字社宮城県支部、消防機関、医療機関と連携し、応急手当に関する講習会等を実施し、止血・人工呼吸等の応急手当の普及に努める。

第8 日本赤十字社宮城県支部の体制（日本赤十字社宮城県支部）

日本赤十字社宮城県支部は、救護員を確保し、その養成訓練を行い、救護材料を準備するほか、救護に関する組織及び装備を整備する。

第13節 緊急輸送体制の整備

《担当部局：総務課・農林建設課・ふるさと振興課・教育委員会・白石警察署》

第1 目的

大規模な災害が発生した場合、応急対策に必要な資機材、避難所への食料・飲料水・生活物資等の輸送が必要となる。物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、災害時に円滑に緊急輸送が実施できるよう、関係機関等と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

第2 緊急輸送道路の確保（総務課・農林建設課・白石警察署）

町は県、警察が指定する緊急輸送道路以外で応急活動を実施する上で必要な路線を緊急輸送道路に指定する。また、道路管理者、関係機関等と連携し、災害時における緊急輸送道路の安全性の確保に努める。

【資料 11-5】緊急輸送道路

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

道路管理者は、関係機関と協議し災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

2 緊急輸送道路の整備

道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。

また、広域農道等の管理者は、緊急輸送道路として確保できるよう管理し、整備に努める。

3 交通規制等交通管理体制の整備

県警察本部は、災害時の交通規制を行うために定める緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備事業または交通管理対策に関して定める。

（1）交通規制計画

災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、あらかじめ交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

交通規制計画の策定に当たっては、次に掲げる道路について、道路管理者等と連携の上、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する県警察等との交通規制計画と整合性のとれた計画を策定する。

- ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路
- イ 緊急交通路、避難路その他の防災上重要な幹線道路
- ウ 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路
- エ その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

(2) 交通管理体制及び交通管制施設等の整備

ア 緊急復旧体制の確立

災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等の被害を受けた場合の緊急復旧体制の確立を図る。

イ 交通規制資機材の整備

災害発生時の交通規制を円滑に行うため交通規制資機材の整備を図るとともに、警備業者等による交通誘導の実施やレッカー業者等による放置車両等の撤去の実施等応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害補償、訓練等の実施方法等について事前に協議を行い、協定等の締結に努める。

ウ 信号機減灯対策の推進

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進する。

(3) 災害発生時の運転者の義務の周知

災害発生時において、災害応急対策等に必要となる人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合の、できる限り安全な方法により車両を左側に停止させる、避難のために車を利用しない、といった車両の運転者の義務等について周知を図る。

4 道路啓開体制の整備

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。

また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案する。

第3 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備（総務課・教育委員会）

町は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上(病院、役所、学校等)に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第4 緊急輸送体制の整備（総務課・農林建設課・ふるさと振興課）

町は、大規模な災害が発生した場合、迅速に緊急輸送活動が実施できるよう、災害時の町有車の管理体制を明確にするとともに、緊急通行車両等の事前届出を行う。

1 緊急通行車両に係る確認手続き

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づき、知事及び県公安委員会が緊急通行車両に関する確認事務を行う。

なお、県警察本部は、緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、災害時における確認事務処理を省力化、効率化するため大規模災害発生時の交通規制実施要領に基づき行う。

2 緊急輸送に関する協定

(1) 配送に関する協定

町は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等各機関との連携体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて（公社）宮城県トラック協会や輸送事業者等と協定を締結するなど、連携強化を図る。

(2) 仕分けに関する協定

町及び県は、大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、宮城県倉庫協会の活用や協定の締結を事前から検討しておく。

(3) 協定内容の拡充

緊急輸送に関する協定の締結においては、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参画、物流・ロジスティクスを熟知した人材の支援物資集積所への派遣や、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用、被災時の場の提供による避難場所としての機能等を盛り込む等、協定内容をより充実させるよう努める。

3 緊急輸送の環境整備

町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に関する支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

4 燃料優先協定の締結

町は、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置などを含め、民間企業等と協定の締結を検討する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

5 復旧体制の整備

道路管理者は、橋梁、一般道とトンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

第14節 避難対策

《担当部局：総務課・健康福祉課・農林建設課・教育委員会・施設管理者》

第1 目的

大規模災害発生時または災害の発生するおそれがある場合には、避難者が多数発生するおそれがある。

このため、町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務・施設・設備・物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。

第2 避難誘導體制（総務課）

町は、避難指示・避難勧告等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、避難指示または避難勧告を行う基準を設定する。また、指定緊急避難場所・避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民・自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

また、消防団（水防団）等と協議し、発災時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。町及は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。

第3 避難場所の確保（総務課）

1 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

町は、災害から住民が一時避難するための場所について、公園・グラウンド・体育館・学校・公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の避難場所をあらかじめ定めておき、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。また、万一指定避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることについても、周知徹底に努める。

2 公共用地等の有効活用

町は、指定緊急避難場所の確保において、国・県と連携し、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

3 教育施設等を指定する場合の対応

町は、学校等教育施設（私立学校を含む）を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

4 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

町は、高齢化・人口減少が進む中で、学校・公民館等の社会教育施設・社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

5 備蓄倉庫及び通信設備の確保

町は、指定緊急避難場所と位置づけられる学校等に、備蓄倉庫・通信設備の整備等を進めるよう努める。

6 指定緊急避難場所の指定基準等

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水・がけ崩・土石流・地滑り・大規模な火事・内水氾濫・噴火に伴い発生する火山現象（火砕流や溶岩流、噴石等を想定）とする。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

- (1) 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
- (2) 立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。
- (3) 構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。
また、上記基準のほか、次の条件に留意する。
- (4) 要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。
- (5) 二次災害・複合災害の危険性のない場所であること。
- (6) 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。
- (7) 対象とする地区の住民・就業者・観光客・幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。
- (8) 危険物施設等が近くにないこと。
- (9) 夜間照明及び情報機器等を備えていること。
- (10) 建物の場合は、換気・照明等の設備が整備されていることが望ましい。
- (11) 指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。
- (12) 被害情報入手に資する情報機器戸別受信機、ラジオ等が優先的に整備されていることが望

ましい。

【資料9-1】避難所場所

第4 避難路の確保（総務課）

町は、指定緊急避難場所・指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 除雪されていること。（冬季）
- (3) 万一に備えた複数路の経路の確保を考慮すること。
- (4) 崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路であること。

町は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第5 避難路等の整備（総務課・農林建設課）

1 避難路・避難階段の整備・改善

町は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、災害による段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2 避難路等の安全性の向上

町は、避難経路に面する建物の強化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化・落橋防止・盛土部の沈下防止・液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう対策を実施する。

3 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

町は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト・太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(2) 多言語化の推進

町は、指定緊急避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

4 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、町は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生する恐れがある場合は、交差点部や橋梁部など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。

第6 避難誘導體制の整備（総務課）

町は、災害の危険性が高くなった場合に避難準備情報、避難指示、避難勧告を迅速に実施できるよう、情報の収集・伝達体制の強化、基準等の設定、関係機関との連携強化に努める。

1 行動ルールの策定

町は、消防団員・警察官・町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

町は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民・自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

第7 避難行動要支援者の支援方策（総務課・健康福祉課）

1 避難行動要支援者の支援方策の検討

町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導・救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災・医療・保健・福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民・自主防災組織・民生委員・児童委員・介護保険事業者・障がい福祉サービス事業者・ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備・避難誘導體制の整備・避難訓練の実施を一層図る。

3 社会福祉施設等における対応

(1) 動員計画及び非常招集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

町及び社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(3) 非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄など持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

4 在宅者対応

(1) 情報共有及び避難支援計画の策定

町は、あらかじめ自主防災組織・地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者の了解を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

町は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討を行う。

5 外国人等への対応

町及び防災関係機関は、言語・生活習慣・防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境整備に努める。

(1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。

(2) 指定緊急避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(3) 多言語による防災教育や外国人も対象として防災訓練の普及に努める。

第8 教育機関における対応（総務課・教育委員会）

1 児童生徒・乳幼児等の安全対策

(1) 引渡しに関するルールの策定

町及び教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒・乳幼児等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

(2) 安全確保対策の検討

学校等の校長または所長（以下「校長等」という。）は、災害が発生した場合または町等が避難の勧告若しくは指示を行った場合等における、児童生徒・乳幼児等の安全の確保を図

るための対策をあらかじめ検討する。

(3) 引渡し対応の検討

学校等の校長等は、児童生徒・乳幼児等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒・乳幼児等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校所中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒・乳幼児等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促すなどの対応等も合わせて検討する。

2 連絡・連携体制の構築

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所との連絡・連携体制の構築に努める。

第9 避難計画の作成（施設管理者）

1 町の対応

町は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所・避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団・自主防災組織等の防災関係機関及び社会福祉協議会・民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

- (1) 避難の勧告または指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法
- (2) 避難路及び避難経路、誘導方法
- (3) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- (4) 指定避難所の名称、所在地、収容人員

なお、避難勧告または指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年9月）を参考とする。

2 公的施設等の管理者

学校、病院、公民館等、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。

なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画・訓練とするよう努める。

第10 避難に関する広報（総務課）

町は、指定避難路等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、土砂災害警

戒区域等、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等、土砂災害、水害に関するハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等へ積極的に配布し、周知を図る。

また、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についてもハザードマップ等を作成し、住民等に配布するとともに、中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ検討を行う。

災害発生時に円滑に住民が避難できるよう、避難時の心構え、持ち出し品等について、パンフレット、広報紙を通じて広報する。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車・同報無線等の整備を推進する。

水防管理者は、地域住民の水災・土砂災害に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努める。

第15節 避難収容対策

《担当部局：総務課・健康福祉課・町民税務課・農林建設課・ふるさと振興課・教育委員会・施設管理者》

第1 目的

大規模災害発生時には、火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、町は事前に指定する避難所等について、発災の際速やかに開設・運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズ等の違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

第2 避難所の確保（総務課）

1 指定避難所の指定と周知

町は、県と連携し、風水害等による家屋の倒壊・焼失等により住居を喪失した住民等を収容するための指定避難所として、避難収容施設をあらかじめ指定・確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。

この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

避難場所は、避難可能な広い土地、避難所は避難収容可能な施設として区別しているが、施設等の状況から本町では同一とする。

【資料9-1】避難所場所

2 指定避難所の代替施設の指定

町は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他町施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

3 指定避難所の指定基準

- (1) 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- (2) 構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有するものであること。
- (3) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (4) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

4 指定避難所の施設・設備の整備

(1) 指定避難所の施設の整備

町は、指定避難所において、仮設トイレ・マンホールトイレ・マット・簡易ベッド・非常用電源・衛星携帯電話等の通信機器・電気通信事業者との連携による特設公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ・ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を努める。

(2) 物資等の備蓄

町は、指定避難所またはその近傍での備蓄施設の確保や、避難所ごとに避難者数を想定し、食料・飲料水・常備薬・炊き出し用具・毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

5 避難所の運営・管理

- (1) 町は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて避難所の自主的な運営管理に必要な知識等の住民への普及に努めること。
- (2) 避難所の管理責任者（自治会長等）をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努めること。
- (3) 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておくこと。
- (4) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。
- (5) 運営に必要な事項についてあらかじめマニュアル等を作成しておくこと。
- (6) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておくこと。
- (7) 町は、避難者情報の収集に際し、個人情報保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で、実施ルールを定めるよう努める。
- (8) より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討しておくこと。
- (9) 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。

6 県有施設を避難所とする場合の対応

町は、県有施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努めること。

7 学校等教育施設を避難所とする場合の対応

(1) 運営体制等についての協議

町は、学校等教育施設（私立学校を含む）を指定避難所として指定する場合、学校が教育

活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努めること。

(2) 運営取組の促進

学校等での避難所運営が円滑に行われるよう、県教育委員会は、学校等と町や地域との連携体制に係る基本的な考え方や避難所運営との関連における学校防災マニュアル作成のポイント等を示し、学校等・町・関係機関の取組を促進する。

(3) 防災機能の強化

町及び県は、公立の義務教育諸学校等施設については、天井材や外装材等の非構造部材も含めた強化を推進するとともに、貯水槽・備蓄倉庫・トイレ・自家発電装置・通信設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

8 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備及び指定

町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設・公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

(2) 福祉避難所の指定基準

- ア バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ウ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(3) 他市町村での受入れ拠点の確保

町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を町域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

9 広域避難の対策

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に関する応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第3 避難の長期化対策(総務課・健康福祉課)

1 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養

指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。

避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、町及び県は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導・食事の改善・栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

2 生活環境の確保

町及び県は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調・洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場・更衣室・授乳室の設置・避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭へ新生児及び乳幼児等への配慮を積極的に行う。

第4 避難所における愛護動物の対策（町民税務課）

町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声・臭い・アレルギー対策・衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所マニュアルに記載する。

第5 応急仮設住宅対策（農林建設課）

町は、大規模な災害等により、り災者が多く発生し、応急仮設住宅の建設が必要となった場合に円滑に応急仮設住宅が設置できるよう、次の施設のほか、公有地等の建設可能な候補地を確定するとともに、建設関係事業者との連携の強化に努める。

応急仮設住宅建設候補地	町民グラウンド
-------------	---------

1 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の確保

(1) 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備

県は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備が可能な公用地等を把握し、（一社）プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づく応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備確保のため、（一社）プレハブ建築協会の建設能力の把握に努めるほか、災害の規模により、地元企業の活用による応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備確保を行う。

(2) 居住施設の供給体制の整備

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）用の用地を把握し、（一社）プレハブ建築協会と連携を図って応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。

2 民間賃貸住宅の借上げ対策

県は、（公社）宮城県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会宮城県本部との「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき、災害が発生し必要と認める場合に

は、民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平常時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図った上で、その取扱いについてあらかじめ定める。

第6 帰宅困難者対策（総務課・ふるさと振興課）

1 基本原則の周知

町及び県は、大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

2 安否確認方法の周知

町及び県は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 企業・学校等の取組の促進

町及び県は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒・乳幼児などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水・食料・物資等の備蓄や建物の耐震化・大型の什器・備品の固定の促進を図る。

4 避難対策

（1）マニュアルの作成

町は、県と連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

（2）情報伝達体制の整備

町及び県は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

（3）備蓄の確保

町は、帰宅困難者が避難することが想定される庁舎等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

5 徒歩帰宅者対策

町及び県は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水・トイレ・交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

6 訓練の実施

町は、県及び関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

7 帰宅支援対策

町及び県は、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

第7 被災者等への情報伝達体制等の整備（総務課）

1 情報伝達手段の確保

（1）多様な伝達手段の確保

町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、TV、ラジオ等のメディアの活用、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。

（2）多様な主体への情報伝達体制の整備

町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 役割・責任の明確化

町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

町及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

4 居住地以外の町への避難者への対応

町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

5 被害・安否情報収集・伝達体制の確保

放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集

及び伝達に係る体制の整備に努める。また、県は、安否情報の確認のためのシステムの効果的・効率的な活用が図られるよう努める。

第8 孤立集落対策（総務課）

- 1 町は、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と町間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話・防災行政無線・特設公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。
- 2 町は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。また、町は、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図る。
- 3 町は、孤立の可能性に応じて、飲料水・食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品・救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。
- 4 町は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、あらかじめ住民に対し周知する。
- 5 町及び県は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。
- 6 防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。
- 7 町は、災害による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着所の確保に努める。

第16節 食料・飲料水及び生活物資の確保

《担当部局：総務課・ふるさと振興課・農林建設課》

第1 目的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料・飲料水・燃料及び生活物資の供給が行われるよう、町及び関係機関は物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図る。

第2 住民のとるべき措置（総務課）

- 1 住民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。
- 2 住民は、家族構成を配慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても、併せて準備しておくよう努める。
- 3 住民は、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- 4 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、3日分の食料・飲料水の備蓄に努める。
- 5 町は、住民等が食料・飲料水・生活用品の備蓄について、自発的に取り組むようパンフレット、広報紙、防災訓練等により、啓発に努める。
- 6 町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定（総務課）

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料・飲料水・生活必需品・燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく。

その際、物資の調達・在庫管理・物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

第4 食料及び生活物資等の備蓄（総務課）

1 初期の対応に十分な備蓄量の確保

町は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の3日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

2 公共用地、国有財産の有効活用

町は、備蓄にあたり、県及び国と連携し、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

3 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

町は、仮設トイレや投光器など物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、それぞれの備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

4 備蓄拠点の整備

町は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

5 備蓄物資の選定時の配慮

町は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

6 データベースの構築とパッケージ化の検討

町及び県は、あらかじめ、予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようにしておくとともに、発災後3日間を目安に、飲料水（ペットボトル）・食料（アルファ米、乾パン）・生活用品（毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等）をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

第5 食料及び生活物資等の調達体制（総務課・ふるさと振興課・農林建設課）

1 食料の調達、供給活動関係

町は、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。

【資料5-12】災害時における応急物資供給等の協力に関する協定書

【資料12】町内の商店等

【資料12-1】主食の調達先

【資料12-2】副食、調味料の調達先

【資料12-3】生活物資の調達先

2 飲料水の調達

(1) 飲料水及び応急給水資機材の確保

ア 町は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。

イ 町は、災害時における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。

【資料 8-1】簡易水道施設

ウ 町は（公社）日本水道協会宮城県支部などの関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整えるなど応急体制の確立を図る。

第6 燃料の確保（総務課）

1 燃料の調達、供給体制の整備

(1) 物流体制の整備

県は、平常時における燃料のストック状況や流通状況、タンクローリー等の特殊車両の配備状況等を把握し、弱点と対応策を講じておくとともに、町も含めた発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入態勢等を検討する。

(2) 燃料の確保に関する協定等

町は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、石油商業協同組合等と必要な協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

(1) 停電時の対策強化

重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行うよう努める。

(2) 平常時からの燃料確保

災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

町は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用または優先して給油が受けられる中核給油所をあらかじめ指定しており、災害対応力の強化に努めている。

指定のあった中核給油所は、町と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

4 普及啓発

(1) 燃料管理等の普及啓発

町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

(2) 車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

《担当部局：総務課・健康福祉課・施設管理者・自主防災組織》

第1 目的

大規模災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、町、県及び関係機関は、その対策について整備する。

第2 高齢者、障がい者等への支援対策（健康福祉課・施設管理者）

一般に要配慮者と考えられる、障がい者、介護を必要とする高齢者、ひとりぐらし高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、町、県、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、要配慮者の災害予防に万全を期す。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

（1）防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、電気・水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料・飲料水・医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

（2）組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成する。また、町と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

（3）防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び従事者が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

(4) 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種または類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

2 要配慮者の災害予防対策

(1) 町地域防災計画・全体計画の策定

町は、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月策定、以下「取組指針」という。）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定、以下「ガイドライン」という。）等を参考に、地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努める。

(2) 要配慮者の把握

町は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者を把握し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、町は、取組指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

ア 要配慮者の所在把握

(ア) 町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。

また、平常時から要配慮者と接している健康福祉課・社会福祉協議会・民生委員・ケアマネージャー・介護職員等の福祉サービス提供者・障がい者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 町は、自主防災組織や、自治会や町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組を推進する。

イ 所在情報の管理

(ア) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

(イ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期・開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

(ウ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の整備

ア 名簿の作成・更新

町は、町地域防災計画に基づき、県との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、

地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映した
ものとなるよう、定期的に更新する。

イ 名簿の提供

町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関・警察機関・民
生委員・児童委員・社会福祉協議会・自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意
を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避
難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の
実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(4) 個別計画の策定

町は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、ど
のような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別計画が策定される
よう努める。

個別計画の策定については、民生委員・児童委員・自治会・自主防災組織・社会福祉協議
会・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・指定特定相談支援事業所等の協力を得な
がら進める。

個別計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人ひ
とりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法、
避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するよ
う努める。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難
支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意
する。

(5) 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送
するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定め
るよう努める。

(6) 支援体制の整備

町は、取組指針やガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害
時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全
体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要
配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

(7) 防災設備等の整備

町は、すでに整備済みである独居老人や障がい者を対象とした「緊急通報システム」を活
用しながら協力員(ボランティア等)や町等による地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普
及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置
を推進する。

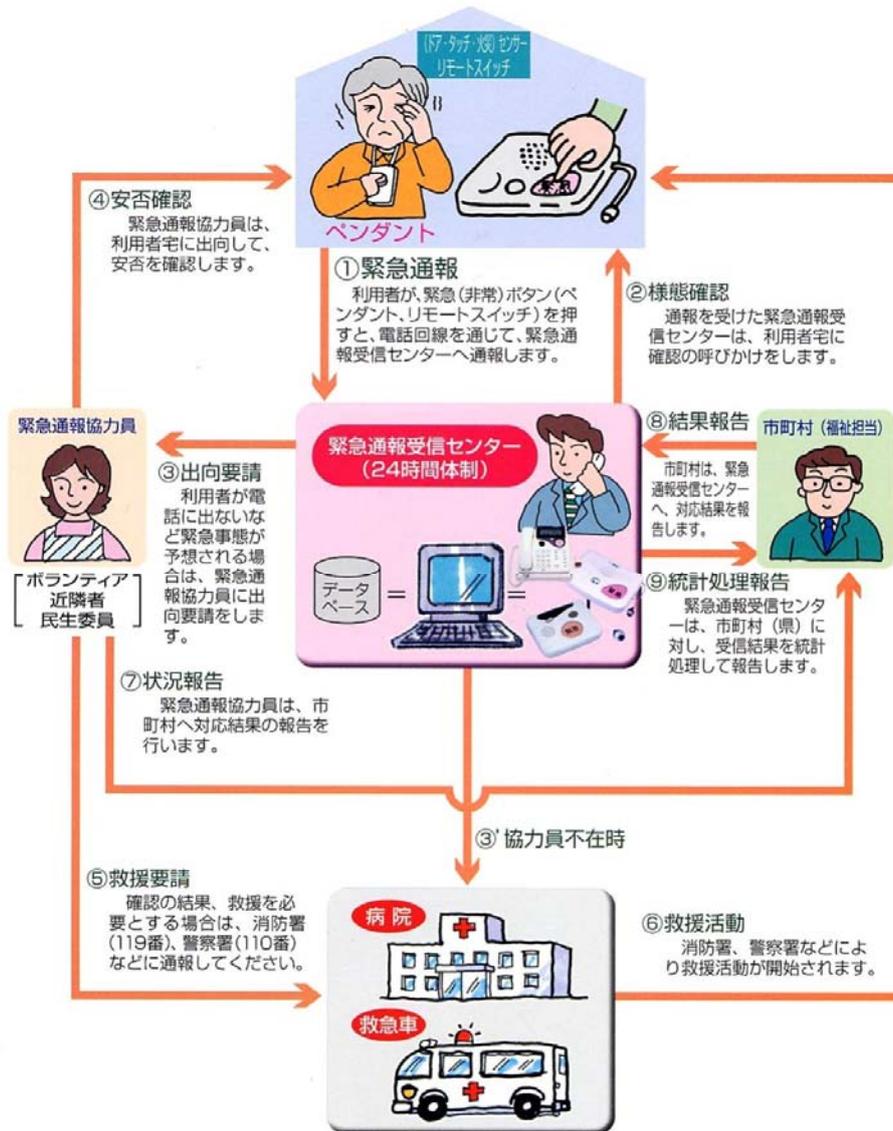
※緊急通報システム

緊急通報システムは、ひとりぐらし老人等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。

ひとりぐらし老人等に急病や事故など突発的な事態が発生したとき、身につけているペンダント（小型無線発信器）を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。

緊急通報センターのワークステーションでは、発信された通報を自動受信し、発信者の名前・住所・病歴・協力員（ボランティア等）の電話番号等関係情報を表示し、救援体制を支援している。

〈システム概念図〉



(8) 相互協力体制の整備

町は、社会福祉協議会・民生委員・ケアマネージャー・介護職員等の福祉サービス提供者・障がい者団体等の福祉関係者・要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)・ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(9) 情報伝達手段の普及

町は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、視聴覚障がい者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

3 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備・指定

町は、施設の土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

(2) 町の域を超えた要配慮者の受入れ体制の構築

町は、県と連携を図りながら、当該町での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、町の域を越えて受け入れる体制の構築に努める。

(3) 福祉避難所の構造・設備

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ・車椅子・簡易ベッド等の障がい者・高齢者を考慮した設備や、ミルク・ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

(4) 支援対策要員の確保

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

町は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

5 家族を含めた防災訓練の実施

町は、近隣住民・自主防災組織・ボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

6 要配慮者自身の備え

町は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

- (1) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく
- (2) 防災用品をそろえる
- (3) 貴重物品をまとめておく
- (4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (5) 防災訓練に参加するなど

第3 外国人への支援対策（総務課・健康福祉課）

在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立

等を防止するために、町及び県は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、外国人旅行者についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。

- 1 町は、防災計画の作成に当たり、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。
- 2 町は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図る。
- 3 町は、避難場所までの案内板等に外国語を併記する。
- 4 町が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含める。
- 5 町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。
- 6 町は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。
- 7 町は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語・やさしい日本語表記・ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。
- 8 町は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

第4 旅行者への支援対策（総務課・ふるさと振興課）

本町の観光施設は、スキー場、キャンプ場、自然公園といった自然と関係の深い施設が多く、季節により観光客数が大きく異なる。そのため、町は、観光客が多い時期における災害の発生を想定するとともに、それらの施設が孤立した場合を想定し、防災対策を実施する。

1 観光施設における防災訓練等の実施

町は、消防関係機関と連携を図り、宿泊施設等の施設管理者に対し、定期的な施設・設備の点検、必要な修繕等について指導を行い、宿泊施設の安全化に努めるとともに、災害時に安全に避難誘導ができるよう、施設管理者に対し、従業員への避難場所・経路確認の周知徹底、観光客参加の防災訓練の実施を指導する。

2 関係機関との連携及びマニュアル策定

県は、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、町や観光協会等関係機関との連携体制をあらかじめ整備するとともに、マニュアルの策定に努める。

3 外国人旅行者の安全確保

外国人旅行者は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため、町は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。

第18節 複合災害対策

《担当部局：総務課・各課》

第1 目的

大規模災害から住民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

第2 複合災害の応急対策への備え（総務課）

町、県及び防災関係機関は、地震・火災・大雨・火山・原子力災害等の複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策としては、地域防災計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施にあたっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

1 活動体制

- (1) 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。
- (2) 町及び県は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒態勢を速やかにとることを考慮する。
- (3) 複合災害発生時は、災害の全体像を俯瞰し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

2 情報の収集・伝達体制の整備

- (1) 複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。
- (2) 町、県、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に関係する機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。

- (3) 町、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。

ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者に対しては、広報車・自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線（車載型、携帯型）・携帯電話等を活用することに留意する。

- (4) 複合災害時において、町、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

3 避難・退避体制の整備

- (1) 複合災害時には、避難指示や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。
- (2) 町及び県は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。
- (3) 町及び県は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

第3 複合災害に関する防災活動（総務課）

1 訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 複合災害に関する知識の普及啓発

町は、原子力災害を含む複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第19節 廃棄物対策

《担当部局：総務課・農林建設課・町民税務課・仙南地域広域行政事務組合（角田衛生センター・仙南リサイクルセンター）》

第1 目的

大規模災害発生後、大量に発生する廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿など）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、町、県及び関係機関は、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

第2 処理体制（総務課・農林建設課・町民税務課）

1 体制・資機材の整備

災害が発生した場合、迅速に施設の被害調査を実施し、また、処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、応急復旧を実施できるよう、町は、仙南地域広域行政事務組合等の関係機関と連携し、体制及び資機材の整備に努める。

2 応援体制の整備

大規模な災害により、施設の応急復旧に必要な資機材、廃棄物の収集・運搬・処理に必要な車両、清掃機器、人員等の不足する場合に対応するため、町は、仙南地域広域行政事務組合等の関係機関と連携し、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制の整備に努める。

3 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。

第3 主な措置内容（総務課・農林建設課・町民税務課）

町は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

1 緊急出動体制の整備

- (1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うこと。
- (2) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備すること。
- (3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討すること。
- (4) 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めること。

2 災害時における応急体制の確保

- (1) 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。
- (2) し尿、生活ごみ及びびがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること。
- (3) 広域的な市町村等との協力・応援体制を整備すること。

3 避難所の生活環境の確保

- (1) 仙南地域広域行政事務組合等の関係機関と連携し、仮設トイレの備蓄に努めるとともに、災害時の仮設トイレの確保について、仮設トイレ設置事業者と調整すること。
- (2) 仮設トイレの管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うこと。
- (3) (2)の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

第20節 災害種別毎予防対策

《担当部局：総務課・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・婦人防火クラブ》

第1 火災予防対策の推進（総務課・仙南消防本部・消防団・婦人防火クラブ）

1 目的

火災による人的・物的被害の軽減を図るため、町、県及び防災関係機関は、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、火災予防対策の徹底に努める。

2 情報の収集・伝達体制の整備

町、県及び防火関係機関は、情報収集・伝達手段として、無線・有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期す。

3 防災活動の促進

出火要因としてはガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに、危険物、化学薬品等からの出火が考えられるほか、放火による火災も多発している。

このため、町、県及び消防機関は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

住民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることにより、出火をできる限り防止する。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

火災発生は、火気使用設備・器具の老朽化、不測な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きることから、町及び仙南地域広域行政事務組合消防本部は、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱方法の周知を図ることにより、出火の抑制に努める。

(2) 住民への指導強化

世帯構成が、核家族化・少子化・高齢化の傾向の中で、火気取扱方法の誤操作、異常な使用及び失念により、重大な火災に発展することから、常に火気についての注意を喚起させるとともに、特に、春季秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識の高揚を図る。

(3) 出火防止のための査察指導

町及び消防機関は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置または過度の使用方法による出火を抑制・未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、予防査察を実施する。

(4) 民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。

火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、火を扱う機会の多い一般家庭婦人に対する啓発も重要であることから、町及び仙南地域広域行政事務組合消防本部は、幼少年消防クラブ及び婦人防火クラブの結成と育成について、指導し支援に努める。

【資料 7-3】 防火団体（婦人防火クラブ）

(5) 初期消火体制の強化

火災による人的・物的被害を最小限に止めるためには、早期通報・初期消火を行うことが重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。

このため、家庭・事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育・防災訓練により住民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

(6) 防火思想の普及

町及び仙南地域広域行政事務組合消防本部は、防火に関するパンフレット・広報紙の配布、講演会の開催等の防災教育を実施し、住民一人ひとりの防火に関する知識・意識を高める。

4 消防組織の充実強化

複雑多様化・高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、各消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。

さらに、火災による人的・物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報・初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

5 消防力の強化

火災発生時には、早期消火・延焼拡大を防止することが必要であることから、県は、消防力の基準及び消防水利の基準に基づき、町、消防本部における消防資機材の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を図るよう指導し、町、消防本部はこれらの設備整備を積極的に進める。

また、県は町に対し、従来の消火栓・防火水槽に加え、耐震性貯水槽・自然水利の活用・プール・ため池等を消防水利としての活用を指導し、これらの施設整備を促進する。

6 消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出救助・消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少・高齢化・サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきた。このため、町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

- (1) 消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進するとともに、機能別消防団員の募集を引き続き推進する。
- (2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、大学・高校等への働きかけ、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。

7 火災予防措置

(1) 予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果があるので、仙南地域広域行政事務組合消防本部は、これを計画的・継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大きく、定期点検報告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言等を行なう。

(2) 漏電による火災の防止

配電設備については、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期し、保守に当たっては巡視点検による不良個所の早期発見と改修に努める。

また、需用設備については、新增設調査並びに定期調査により不良個所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。

一般公衆に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。

特に、災害発生の予想される時期には特別点検、特別巡視を行う。

(3) 消防用設備等の設置・普及

火災による人的物的被害の軽減を図るため、早期発見・初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに、消防設備士の資質の向上を図る。

(4) 住宅防火対策の推進

住宅火災の防止については、防災物品及び防災製品の使用が出火・延焼拡大の阻止に有効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、機器の普及促進に努めると共に、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

8 その他の予防対策

上記以外の予防対策については、前節までの各予防対策を準用する。

第2 林野火災予防対策の推進（総務課・農林建設課・仙南消防本部・消防団）

1 目的

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、消防関係機関は林野火災の未然防止に努めるとともに、初期消火・火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行・資機材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努める。

2 事前警戒措置

町、林野関係機関、消防関係機関は、たき火、火入れ、たばこの処理の徹底を指導するとともに、火災警報発令時においては、火気の使用を制限する。

(1) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期・許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

(2) たき火等の制限

ア 町長は気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、入山者等に火を使用しないよう要請する。

イ 町長は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、または、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認めるときは、町の区域内の在る者に対し火の使用を制限する。

3 広報宣伝の充実

町、県及び林野関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発令等林野火災の発生するおそれのあるときは、広報宣伝・巡視・監視を強化し、地区住民及び入山者に対して注意を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をす

る。

(1) 山火事防止強調月間の設定

町は、春、秋の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。

(2) 森林保全管理維持推進協議会の開催等

林野火災予防等に関することを協議するため、関係機関（国、県、市町村、森林組合等）の連携強化を図りつつ、林野火災に対する住民の関心を喚起し、林野災害発生子防のための、強力な運動を推進する。

(3) ポスター、標識板等の設置

屋内外・交通機関・登山口・林野内の道路・樹木等にポスター・標識板・立看板・警報旗・懸垂幕等を掲示し、地域住民・通行者・入山者に注意を喚起する。

(4) 報道機関等による啓発・宣伝

火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関・公民館・学校等の協力を得て、ラジオ・テレビによる広報、新聞及び町・県並びに関係機関が作成・配布する広報紙への記事掲載、スライドの上映を実施し、啓発・宣伝を図るほか、航空機による上空からの広報宣伝を実施する。

(5) チラシ、パンフレット等の配布

啓発・宣伝の一環として、チラシ・パンフレット・ステッカー等を作成して配布する。

(6) 学校教育による防火思想の普及

町は、学校教育の場において、自然保護、森林愛護等の情操教育を通じて防火思想の普及を図るとともに、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童・生徒を通じて家庭への浸透を図る。

4 森林等の管理・整備

町有林、民有林の所有者、管理者等は、防火線、防火樹帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講ずる。

(1) 林道（防火道）の整備

消防用車両が通行可能な林道の開設、改良及び補修を行う。

(2) 防火線の整備

森林区画・尾根等に、立地条件・気象条件を配慮した、防火線を布設し、その維持を図る。

(3) 防火林帯の整備

防火樹を植栽した林帯を整備する。

(4) 森林の適切な保育管理

林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去するため、除・間伐等の保育を適切に行なう。

5 防ぎよ資機材の備蓄

町、県等関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎよ活動に必要な資機材を備蓄しておく。

6 防災活動の促進

町、県等関係機関は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図る必要があり、地域住民及び入山者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。

また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎよ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催、空中消火活動の強化・充実を図る。

- (1) 火気使用設備・器具の安全化
- (2) 住民への指導強化
- (3) 出火防止のための査察指導
- (4) 初期消火体制の強化

7 林野火災特別地域の指定

町は、林野火災の発生又は危険度の高い地域において、林野火災対策事業を集中かつ、計画的に実施することにより、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、林野火災特別地域の指定を受けておく。

第3 危険物等災害予防対策（総務課・仙南消防本部・消防団・施設管理者）

1 目的

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、町及び消防関係機関は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進する。また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図る。

2 災害予防措置等

(1) 危険物施設

危険物施設の管理者は、法令等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から危険物施設の保守・管理を行う。

町、消防機関及び関係機関は、危険物事業所の管理者に対し、法令の基準を遵守するよう指導するとともに、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、災害対策と防災教育の推進を図る。

ア 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、所有者または占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

イ 施設の基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

ウ 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。また、事業所において資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

エ 広報・啓発の推進

危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び一般人に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

オ 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

【資料7-1】 危険物関係施設

(2) 高圧ガス施設

高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、高圧ガス保安法等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

町、消防機関及び関係機関は、高圧ガスの管理者に対し、法令の基準を遵守するよう指導するとともに、管理者等に対し、安全管理の向上を図るための講習会等の保安教育を実施する。

【資料7-1】 危険物関係施設

(3) 火薬類施設等

火薬類製造販売等の事業者は、火薬類取締法等に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、定期自主検査、保安教育を確実に実施し製造施設・火薬庫の維持点検に努め、火薬類による災害が発生しないよう対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を図る。

町、消防機関及び関係機関は、火薬類の管理者に対し、法令の基準を遵守するよう指導するとともに、管理者等に対し、安全管理の向上を図るための講習会等の保安教育を実施する。

【資料7-1】 危険物関係施設

(4) 毒物・劇物施設

運搬する上で規制を受ける毒物・劇物（39種類）に関し、毒物・劇物販売業者・法的に届出が必要な業務上取扱者等は、法令等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から毒

物・劇物施設の保守・管理を行う。

町、消防機関及び関係機関は、毒物・劇物の管理者に対し、法令の基準を遵守するよう指導するとともに、管理者等に対し、安全管理の向上を図るための講習会等の保安教育を実施する。

【資料7-1】危険物関係施設

第4 航空災害予防対策（総務課・仙南消防本部・消防団）

1 目的

航空機の墜落等の事故が発生した場合は、人的・物的に多大な被害が発生するおそれがあるため、関係機関は、被害を未然に防止しまたは軽減を図るよう努める。

2 救助・救急、医療及び消火活動

仙台空港事務所、県、町及び関係事業所等において、救助・救急用資機材及び化学消防車等の消防用資機材の整備促進に努める。

3 緊急輸送活動

負傷者等の病院搬送が円滑に行えるよう道路交通管理体制の整備に努める。

4 防災訓練の実施

緊急時の幅広い対応を考慮し、関係機関との応援協定に基づき、消火救難総合訓練を実施する。

- (1) 総合指揮及び情報伝達訓練
- (2) 航空機消火訓練
- (3) 救難救急活動訓練
- (4) 交通路確保訓練

第5 道路災害予防対策（総務課・農林建設課）

1 目的

道路は、住民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。

また、各関係機関において、平常時より緊密な連携を図るなど、協力体制の整備を図る。

2 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握・データベース化に努めるとともに、センサー等のICT技術の活用

による情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

警察本部は、道路交通の安全のための情報収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

3 道路施設等の整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

(1) 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する。

(2) 橋りょう

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋りょう補強工事を実施する。

(3) トンネル

覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

(4) 道路付属施設

災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、凍結検知器、積雪深計、雨量計、水位計等の機器及び道路情報提供装置の整備を促進し、これらを有機的に運用するため災害情報システムの構築を図る。

4 職員の配備体制

道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

5 防災関係機関相互の応援体制

(1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

(2) 都道府県知事等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

6 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

7 緊急輸送活動

(1) 警察本部及び道路管理者は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また、警察本部は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

(2) 警察本部は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者の取るべき措置等について周知を図る。

8 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

9 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

10 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の普及啓発を図る。